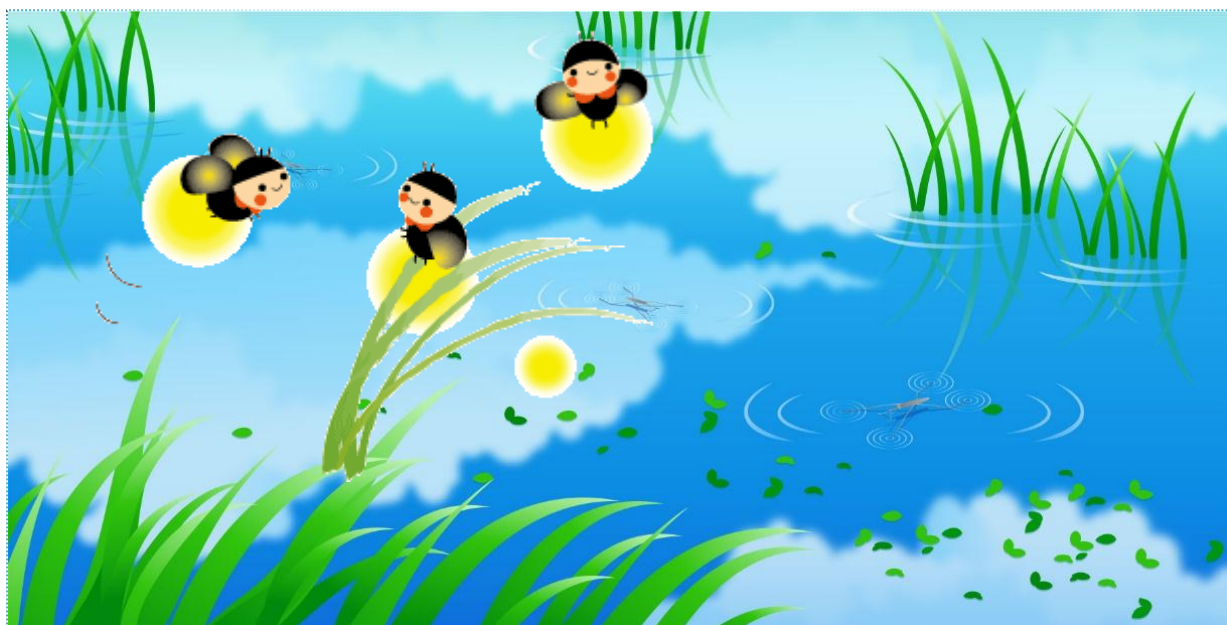


第2次

笠縫東学区まちづくり計画

(平成28年度 ~ 平成30年度)



この町は みんなでつくった 宝物

笠縫東学区まちづくり協議会

目 次

第1章	基本的な考え方	1
【1】	計画の背景と目的	
【2】	計画の位置づけ	
【3】	計画の期間	
第2章	笠縫東学区の現状	2
【1】	位置	
【2】	人口と世帯構造	
第3章	計画の基本的な方向	2
【1】	将来像	
【2】	まちづくりの基本方針	
第4章	計画の展開	3
【1】	安全安心で心豊かに暮らせるまちづくり	
(1)	災害に強い、人のつながりの構築	
(2)	地域の防災力向上意識を高める	
(3)	防災・減災の啓発活動の推進	
(4)	美しい自然環境を守り、ホテルが飛び交うまちづくりの推進	
(5)	地域の歴史的資源の保存と啓発	
(6)	地域が連帯し、信頼できるまちづくりの推進	
(7)	人権を尊重するまちづくりの推進	
(8)	住民の願いが届き活かせるまちづくりの推進	
【2】	健康でふれあい支え合うまちづくり	
(1)	住民福祉活動計画に基づく事業の推進	
(2)	健康でふれあい支え合うまちづくりの推進	
【3】	子どもたちの夢を育むまちづくり	
(1)	子どもたちの見守り活動の推進	
(2)	文化の振興	
(3)	地域スポーツの振興	
第5章	計画の推進	7
【1】	計画の策定と進行管理	
【2】	広報広聴活動	
【3】	推進体制	
【4】	諮問機関	
◇資料◇		
1	草津市協働のまちづくり条例（抜粋）	
2	まちづくり計画策定委員会 委員名簿	
3	まちづくり計画検証委員会 委員名簿	
4	計画策定にかかる体制と経過	

第2次 笠縫東学区まちづくり計画

第1章 基本的な考え方

【1】計画の背景と目的

今日の日本の社会は、人口減少と少子高齢化社会の到来により、国や地方の役割が見直され、新しい地方自治の確立が進められています。

地域のまちづくりは、従来の全国一律、平等によるまちづくりから、地域の特性を生かした自立的、主体的なまちづくりへと移行してきています。これからは、「地域でできることは、地域で行う」「地域でできないことは、行政と協働して行う」といった『自助、共助、公助』の考えのもと、地域の自主的・主体的な取り組みが重要になってきています。

そのため、「人と人のつながり」「助け合い」といった「心の豊かさ」を再生させる「新しい社会」を私たちの手で作り上げていかなければなりません。

当学区においては、従来から町内会をはじめとして、様々な団体が住みよいまちづくりに向けた取り組みを展開され、これらの活動を通してコミュニティの形成が図られてきました。

しかし、都市化の進展や世帯構造が変化する中で、希薄になりつつあるコミュニティを当学区の現状に合わせて再構築していく必要があります。

このような状況から、今後一層、高度化・複雑化していく地域課題を解決し、住みよいまちを築くためには、それぞれの団体が自主的なまちづくりを進めつつ、単独で解決できない課題については、今まで以上に連携を深め、地域コミュニティの強化を図り、みんなが安全で安心して暮らせるまち、「来て良かった」「住んで良かった」「これからも住み続けたい」と実感し、愛着や誇りの持てる住みよいまちづくりを推進していくものです。

【2】計画の位置付け

本計画は、草津市協働のまちづくり条例第16条の規定によるもので、今後の当学区におけるまちづくりの施策を推進するための指針となるもので、地域の各種団体をはじめ多くの皆さん方の合意形成が図られた計画として、まちづくり協議会が主体となって策定したものです。

地域まちづくり計画は、今後の笠縫東学区の目指すべき方向性を地域で共有し、計画的な運営を行う指針となるもので、地域と行政が協働して実施していくための計画であり、笠縫東学区の将来像を定め、まちづくりの基本方針に基づき計画を展開していくものです。

【3】計画の期間

本計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）までの3年間とし、その間に実施する事業について計画するものです。

草津市においては、平成29年度（2017年度）を目途に市民センターの指定管理者制度の導入が検討されていることから、まちづくり協議会を取り巻く環境が大きく変わってくるものと考えられますが、それらの状況の変化については、的確・柔軟に対応していくものとします。

第2章 笠縫東学区の現状

【1】位置

笠縫東学区は、JR草津駅の北側に近接し、大江霊仙寺線、湖南幹線、西渋川下笠線などの幹線道路が整備された交通至便な住宅地と、葉山川、伊佐々川放水路、中ノ井川、駒井川等を有し、緑豊かな田園が広がる地域で構成されています。

草津市では、昭和45年の旧国鉄、東海道本線京都～草津間の複々線化の頃から大型商業施設の進出や大企業の誘致などとともに、区画整理事業や住宅開発が進められ京阪神のベッドタウン化が急速に進展しました。

当学区においても、大きな開発事業が始められ、昭和53年には笠縫東小学校が笠縫小学校から分離開校しました。また、近年の草津駅西口周辺や幹線道路の整備に伴い、今後も整備・発展が期待されています。

【2】人口と世帯構造

当学区には14の町内会があり、世帯数は、平成28年3月末現在4,309世帯で、この10年間に約400世帯の増加があるものの、65歳以上の高齢者の人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、13.2%から23.6%となり、今後は急速に高齢化が進行していくと考えられます。

高齢化の進捗に伴う独居世帯やシングルマザー、ファザーによるひとり親世帯の増加と都市化の進展などから、町内会への加入率の低下により隣近所とのお付き合いの希薄化と世代を超えたコミュニケーションの欠如が顕在化しつつあります。

さらに、各種団体においては、役員の高齢化と後継者の確保が課題であり、ほとんどの町内会長が1年任期であることから、まちづくりの継続性とまちづくり協議会との関連性を今後どのように保っていくかが課題と考えられます。

第3章 計画の基本的な方向

笠縫東学区の目指すべきまちの将来像をスローガンとして定め、それを具体的に展開するために、3つのまちづくりの基本方針を掲げます。

【1】将来像

スローガン 「安全安心、見守りと触れ合いのまちづくり」

【2】まちづくりの基本方針

- (1) 安全安心で心豊かに暮らせるまちづくり
- (2) 健康でふれあい支え合うまちづくり
- (3) 子どもたちの夢を育むまちづくり

標語「この町は みんなでつくった 宝物」(平成24年11月24日選定)

第4章 計画の展開

将来像の「安全安心、見守りと触れ合いのまちづくり」の実現に向けた3つのまちづくりの基本方針に基づき、まちづくり協議会に3つの部会（地域・環境部会、福祉・健康部会、文化・教育・体育部会）を設置し、次の事業等に取り組んでいきます。

また、笠縫東市民センターをまちづくり協議会の活動拠点として、センター内にまちづくり協議会の事務室を併設し、平成29年度から市民センターの指定管理者制度の導入により管理運営を受託することとなった場合にスムーズに移行できるよう、体制を整備していきます。

【1】安全安心で心豊かに暮らせるまちづくり

(1) 災害に強い、人のつながりの構築

災害発生時には、救助活動を実施する行政機関も被災する可能性が高く、道路の損壊・渋滞や情報伝達の支障などにより、救助隊の到着や救助活動の本格化には時間を要することが想定されます。

大規模災害の発生時には、住民自身が「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことが大切であり、大規模災害に備え「自助・共助に基づく地域防災力」を高めることは喫緊の課題であり、都市化の進展とともに希薄になりつつあるコミュニティを当学区の現状に合わせて再構築し、災害に強いまちづくりをすることが必要です。

① 学区および各町での防災訓練の実施

- ・初動マニュアル、防災用資機材の活用
- ・子ども会等との協働による実施

② 災害時要配慮者への支援

（災害時要配慮者：災害発生時に情報入手や避難行動において制約を受けやすい人 例：高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、妊婦、外国人、観光客等）

- ・各町内の各班・組での活用の仕組みづくりの考案
 - 「災害時要配慮者支援班」の設置
 - 「避難支援プラン」の策定

・福祉避難所の設置

③ 防災マップの改訂等

- ・広域避難所である小学校までの安全な避難経路の確認
- ・危険個所の確認

(2) 地域の防災力向上意識を高める

- ① 防災員（士）の育成および活用
- ② 防犯講習会や防災・減災講習会等を開催
- ③ かまどベンチの設置

(3) 防災・減災の啓発活動の推進

(4) 美しい自然環境を守り、ホタルが飛び交うまちづくりの推進

学区内を東西に流れる葉山川・伊佐々川・中ノ井川は、地域住民の散策やジョギングのコースであり、ホタルの観察やメダカ的环境学習の場所でもあります。

地域の人々が、川や緑の平野に親しむことによって、地域社会と自然とのつながりが生まれ、豊かな自然環境の保全を次世代へと引き継ぎ、住み続けたいまちづくりに努めています。

① 「ほたるフェスタ」の開催

- ・各種団体や諸施設等の協働による取り組みを進める
- ・河川や道路等の環境美化に努める
- ・豊かな水路や緑の風景等自然環境の保全および継承に努める

② 憩いの場・ふれあいの場・学ぶ場の設置

- ・河川の護岸等に桜の木を植樹
- ・河川の水辺空間の活用を進め、潤いあるまちをつくる

③環境美化の推進

- ・不法投棄防止パトロールの実施
- ・資源回収やごみ分別収集の指導

(5) 地域の歴史的資源の保存と啓発

当学区の変遷は、東海道線の複々線化の頃から、区画整理事業や住宅開発により、まちの表情は大きく変化しました。心に残る風景や暮らしの営み、四季の移ろい、まちの表情を未来につながる道しるべとして絵に描き、未来を担う子どもたちへの共通の宝物として「ふるさと絵図」等を作成していきます。

また、歴史的資源を再発見し、郷土を理解し郷土を愛する土壌の養成に努めます。

① 「ふるさと絵図」の作成

- ・笠縫東学区の変遷を絵図として残し、未来世代に伝える

② 寺社遺跡など歴史的資源の再発見と啓発

- ・まちあるき事業や健康ウォーキングのコースに組み込む

(6) 地域が連帯し、信頼できるまちづくりの推進

学区内には、多種多様な団体が存在しており、それぞれ目標に向かって活動していますが、連携を密にし地域の絆を深める取り組みを推進します。

① 地域ふれあい東まつりの実施

超高齢社会の到来を視野に入れつつ継続していく

- ・各種団体、教育機関等との連携
- ・児童を中心とした小学校での発表
- ・模擬店等の実施

(7) 人権を尊重するまちづくりの推進

あらゆる人権が守られるまちの構築をめざし、町別懇談会等にできるだけ多くの住民が参加する取り組みを推進します

- ① 人権教育、人権啓発事業の活性化
- ② 町別懇談会等の開催

(8) 住民の願いが届き活かせるまちづくりの推進

地域の特性を活かした自立的、主体的なまちづくりの構築や住民のニーズに応じたきめ細やかなまちづくりの実現を目指します

- ① 住民意識調査の実施
 - ・住民のニーズの把握のため意識調査を実施
- ② ふれあい E-machi 通信の発行
 - ・各町等の情報提供担当者から記事や写真を提供
 - ・毎月 15 日に発行
- ③ 出前講座の実施
 - ・まちづくり協議会の意義や事業の進捗の周知や報告

【2】健康でふれあい支え合うまちづくり

(1) 「笠縫東学区住民福祉活動計画」に基づく事業の推進

1) 高齢者交流事業

① 敬老会

対象者は年々増加の傾向にあり、事業の実施にあたって、参加者の意向確認や行事内容および支援者の在り方など、運営方式を含めて検討していく

② ふれあいサロン、ほのぼのサークル、ミニサロン

ボランティア委員や後継者を育成し、継続していく

2) 高齢者の見守り

① 友愛訪問

85歳以上の高齢者の誕生月に訪問

② 高齢者防犯啓発事業

振り込め詐欺や悪質訪問販売などの犠牲とならないよう、出前講座の開催や情報提供などの取り組み

3) 高齢者等の健康づくり

健康で歳を重ねていくために、生活習慣の改善や運動器の障害に注意を喚起し、健康寿命を伸ばす取り組みを推進します。

推進にあたっては、新堂地域包括支援センターをはじめ関係機関や団体等との連携・協働体制の確立を目指します。

- ① 軽運動教室、健康づくり講習会
- ② 百歳体操やウォーキング体験

③ 転倒予防、寝たきり予防

④ 介護予防教室等の開催

4) 子育てを応援する仕組みづくり

当学区においては、核家族化が一般化しつつあることや、ご近所との交流が希薄となり子育てを相談することができずに孤立する保護者を応援する仕組みが求められており、これらの解消を目指します。

① 社会全体で子育てを支える環境づくりの構築

② ふれあい親子サロンの開催等

(2) 健康でふれあい支え合うまちづくりの推進

健康づくりは、周囲の声掛けや見守り・地域のつながりが欠かせないものであり、地域社会の中での健康づくりの気運を盛り上げ、「健康で心豊かに長生きできるまち」を構築するものとし、学区内のあらゆるところで、一日の生活のあらゆる場面で、老若男女を問わず、健康づくり運動が展開されるように推進していきます。

1) 健康ウォーキングの実施

一人ひとりの体力や健康状態にあった無理のない運動として、日常生活の中で健康ウォーキングを実践していくための事業を実施します。この事業を通して、地域の子どもの見守り運動を併せて展開することとします。

2) 早寝・早起き・朝ごはん運動の推進

子どもたちの健やかな成長は、適切な運動、調和の取れた食事、十分な睡眠が大切です。早寝・早起き・朝ごはん運動を展開し、子どもたちの望ましい生活リズムの向上を地域全体で支え合う取り組みを推進します。

3) 健康リーダーの育成

健康づくりの啓発、高齢者交流事業の支援、子どもたちの健やかな成長等を支援し、健康づくりを推進するための指導者の育成を図ります。

4) 運動等への協力支援

生涯スポーツの普及を通して、健康維持を推進するための事業の開催や普及について協力支援していきます。

【3】子どもたちの夢を育むまちづくり

(1) 子どもたちの見守り活動の推進

子どもたちの通学時の安全確保を図るため、挨拶、声かけ運動を展開し、この運動を通して見守りを強化するとともに、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう関係機関等と連携し、地域防犯活動を推進します。

① あいさつ運動

② スクールガード

③ 防犯パトロール

④ 青少年育成事業

(2) 文化の振興

地域に根付いている古くからの文化を維持・継承・発展させることや、福祉やまちづくり等幅広い分野との関連性をもたせた取り組みを展開し、誰もが文化にふれる機会の提供に努め、文化芸術活動の振興を推進します。

- ① 学区の音楽関係者の協力を得た音楽祭の開催に向けた検討
- ② 子どもから大人までが一緒に楽しめる伝統芸能や文化講演会などの検討

(3) 地域スポーツの振興

学区民が生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることができるよう、誰もが気軽に楽しみ、それぞれに合ったスポーツを継続して行えるよう、地域スポーツの振興やスポーツによる地域コミュニティの強化を推進します。

- ① ニュースポーツ等の普及・推進
- ② ウォーキングやジョギング講習会の開催
- ③ 市スポーツレクリエーション祭への積極的な参加促進

第5章 計画の推進

まちづくりは、学区民一人ひとりが主役であり、まちづくりに関する意識を高め、気軽に取り組むことができるように学区全体で支える仕組みが必要です。

そのため関係する各種団体等で組織する各委員会が連携・協働し、計画の推進に向け総合的・一体的な取り組みを進めます。

【1】計画の策定と進行管理

(1) まちづくり計画策定委員会の設置

- ① 年次計画・中期計画の策定
- ② 計画の進行確認
- ③ 住民意識実態調査の実施

【2】広報広聴活動

(1) 広報委員会の設置

- ① 情報誌の発行

【3】推進体制

(1) 学区全体として取り組む事業の推進

- ① 地域ふれあい東まつり実行委員会の設置
- ② 草津市総合防災訓練準備委員会の設置

(2) テーマに基づく事業の推進

- ① 健康でふれあい支え合うまちづくり推進委員会の設置
- ② ふるさと絵図作成委員会の設置
- ③ 地域協働合校推進協議会の設置

【4】 諮問機関

- (1) 体制整備諮問会の設置
- (2) 組織推進委員会の設置

◇ 資 料 ◇

1 草津市協働のまちづくり条例（抜粋）

第16条 まちづくり協議会は、自分たちの住む区域を住み良いまちとするために、目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題およびその解決方法を示した計画（以下「地域まちづくり計画」という。）を策定するものとする。

2 まちづくり協議会は、地域まちづくり計画を策定したとき、または変更したときは、これを公表するものとする。

3 地域住民は、地域まちづくり計画に基づいたまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

4 市は、地域まちづくり計画および前項に規定する取組を尊重するものとする。

2 まちづくり計画策定委員会 委員名簿

委員長 丸 林 浩 二

副委員長 安 田 和 美

委 員 今 井 博 詞、 馬 場 憲 治、 竹 田 雄 一
岩 田 光 男、 西 田 正、 今 村 貞 雄
畠 山 重 弘、 橘 茂 道、 西 村 隆 行
伊 吹 達 郎

3 まちづくり計画検証委員会 委員名簿

委員長 安 田 和 美

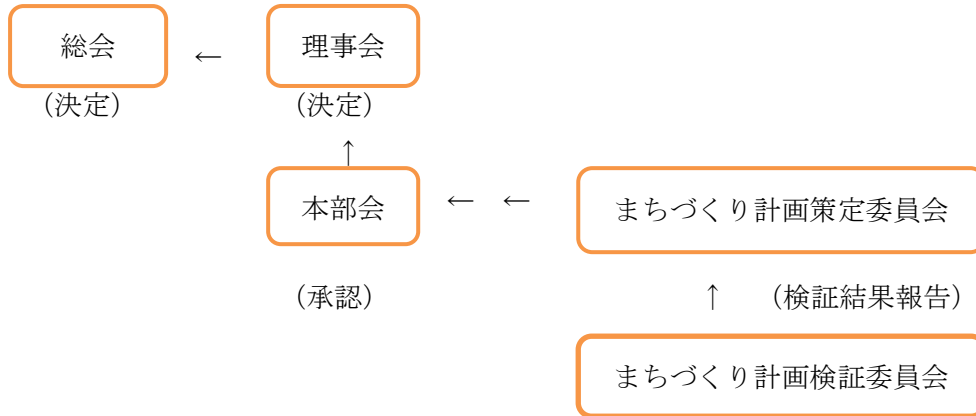
副委員長 杉 本 実、 今 井 博 詞、 小 野 健 治

委 員 藪 内 伸 一、 鈴 村 稔、 丸 林 浩 二
畠 山 重 弘、 森 春 夫、 西 田 繁
日 江 井 恭 平、 永 山 信 明、 馬 場 憲 治
野 口 久 彦、 今 井 昭 二、 服 部 浩
卯 田 美 千 代

本部役員 京 十喜夫

4 計画策定にかかる体制と経過

【体制】



【経過】

平成27年

- 9月28日 「笠縫東学区まちづくり計画」検証結果報告書が理事会で承認
- 10月27日 第1回まちづくり計画策定委員会開催
 - ・まちづくり計画策定委員会の設置について
 - ・第2次地域まちづくり計画の策定について
- 11月27日 第2回まちづくり計画策定委員会開催
 - ・第2次地域まちづくり計画の策定に向けて
 - 1) 安全安心で心豊かに暮らせるまちづくりについて

平成28年

- 1月22日 第3回まちづくり計画策定委員会開催
 - ・第2次地域まちづくり計画の策定に向けて
 - 1) 健康でふれあい支え合うまちづくりについて
 - 2) 子どもたちの夢を育むまちづくりについて
- 2月26日 第4回まちづくり計画策定委員会開催
 - ・第2次地域まちづくり計画の策定に向けて
 - 1) 第2次地域まちづくり計画（案）について
- 3月14日 本国会において承認
- 3月30日 理事会において決定
- 4月16日 平成28年度定期総会において決定